平成22年度　大衡村の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況 （普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（平成21年度末）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成21年度	5,458	4,722,339	254,673	677,779	14.4	12.7

(2) 職員給与費の状況 （普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計 B	一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成21年度	76	267,454	29,909	110,062	407,425	5,361	5,641

（注）　1　職員手当には退職手当を含まない。
　　2　職員数は，平成22年年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況 （各年4月1日現在）

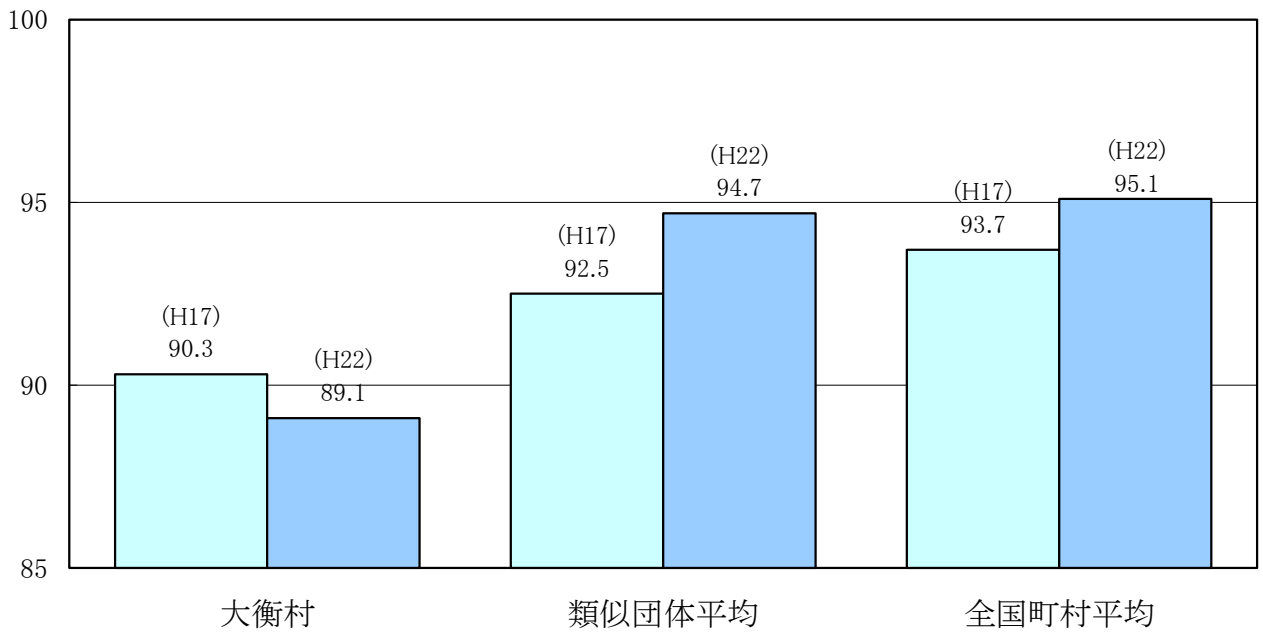

【参考】 地域手当補正後ラスパイレス指数　89.1　（平成22年4月1日現在）

（注）　1　ラスパイレス指数とは，国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
　　2　類似団体平均とは，人口規模，産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
　　3　H23.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの
　　4　地域手当補正後ラスパイレス指数」とは，地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため，地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

2　一般行政職給料表の状況 （平成22年4月1日現在）

（単位 ： 円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100

3　職員の平均給与月額，初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢，平均給料月額及び平均給与月額の状況 （平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
大衡村	42.3 歳	296,479 円	324,945 円	318,784 円
宮城県	43.0 歳	335,298 円	406,033 円	371,676 円
国	41.9 歳	325,579 円	---	395,666 円
類似団体	43.5 歳	322,474 円	362,310 円	348,566 円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
大衡村	51.1 歳	2 人	222,000 円	231,750 円	231,750 円	---	---	---	---
うち用務員	51.1 歳	2 人	222,000 円	231,750 円	231,750 円	用務員	53.8 歳	213,600 円	1.08
宮城県	49.7 歳	289 人	321,560 円	365,865 円	347,242 円	---	---	---	---
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	---	322,291 円	---	---	---	---
類似団体	48.6 歳	8 人	280,433 円	298,496 円	291,126 円	---	---	---	---

区　分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大衡村	---	---	---
うち用務員	3,519,104 円	3,008,200 円	1.17

※ 民間データは，賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり，年齢，業務内容，雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは，それぞれ平均給与月額を12倍したものに，公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当，民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注） 1 「平均給料月額」とは，平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは，給料月額と毎月支払われる扶養手当，地域手当，住居手当，時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり，地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また，「平均給与月額(国ベース)」は，国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当，特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから，比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

なお，「平均給与月額(国ベース)」に含まれる諸手当は，扶養手当，地域手当，住居手当，管理職手当，単身赴任手当，寒冷地手当(年額を12で除した額)，特地勤務手当，初任給調整手当である。

(2) 職員の初任給の状況 （平成22年4月1日現在）

区　分		大衡村	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,006 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	139,009 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	136,508 円	---
	中学卒	121,600 円	120,635 円	---

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 （平成22年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	※12年 255,600 円	279,100 円	※21年 329,300 円
	高校卒	※11年 203,100 円	※16年 248,100 円	286,500 円
技能労務職	高校卒	--- 円	--- 円	--- 円
	中学卒	--- 円	--- 円	※26年 240,200 円

※は職員の在職がないため，近似の階層の数値を掲載しております。

4　一般行政職の級別職員数等の状況

(1)　一般行政職の級別職員数の状況　(平成22年4月1日現在)

区　分	標　準　的　な　職　務　内　容	職員数	構成比
1　級	1　相当な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技術等の職務 2　定型的な業務を行う主事又は技師等の職務	9　人	16.4　%
2　級	専門的知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務	12　人	21.8　%
3　級	1　班長の職務又は職務の複雑，困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務 2　主査の職務	20　人	36.4　%
4　級	1　会計管理者の職務 2　困難な業務を処理する班長の職務又は職務の複雑，困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	4　人	7.3　%
5　級	課長の職務又は職務の複雑，困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	8　人	14.5　%
6　級	総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑，困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	2　人	3.6　%

(注)　1　大衡村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは，それぞれの級に該当する代表的な職務である。

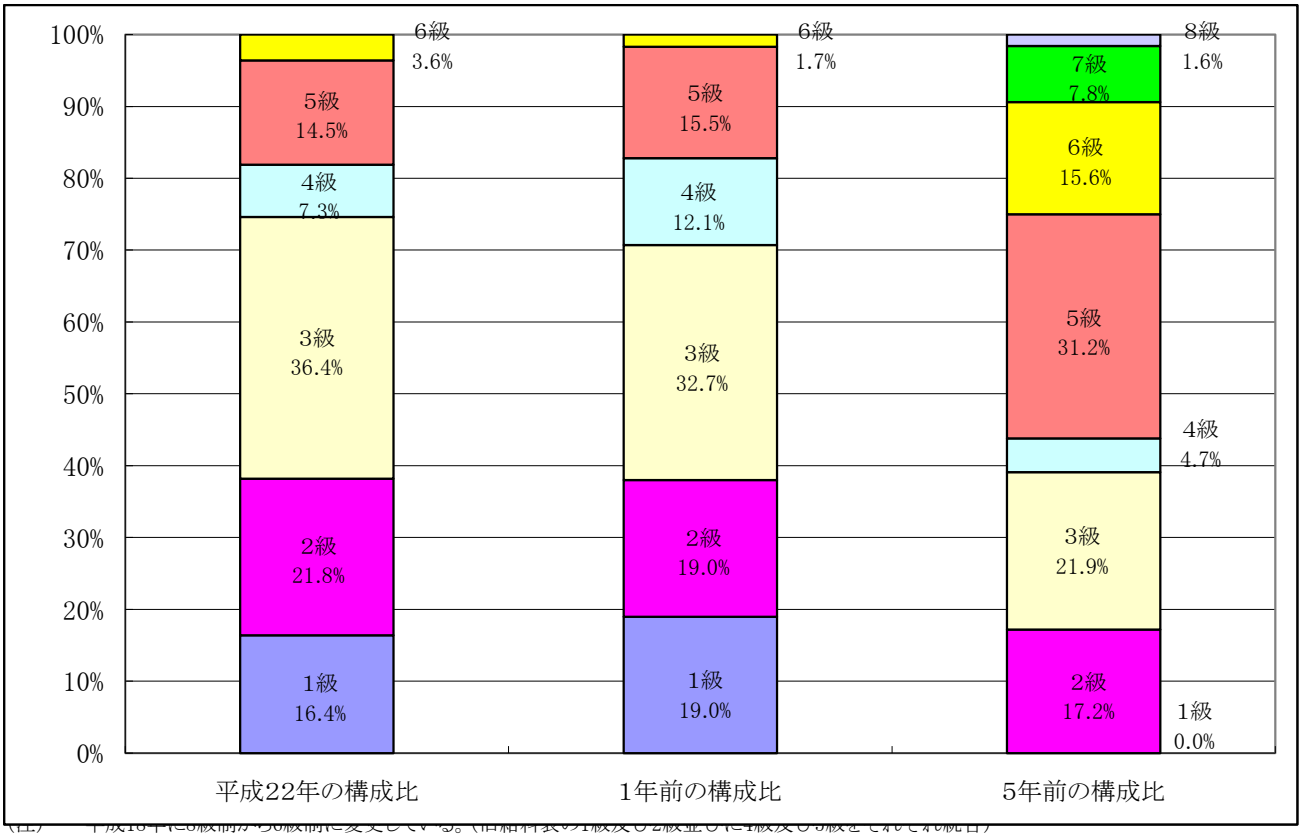

(注)　平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに3級及び4級をそれぞれ統合)

(2)　昇給への勤務成績の反映状況

給与構造改革の導入により，昇給については勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で，従来の昇給幅を4分割したところです。この目的を達成するため，1月1日から12月31日までの1年間における業績，勤務態度や能力などを評価し，その評価に基づき，1月1日に実施する昇給の区分(0号俸から8号俸)を決定することとしています。

5　職員の手当の状況（公営企業（水道事業）職員を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

大　　衡　　村	宮　　城　　県	国
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,343　千円	1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,780　千円	---
（平成21年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.75　月分　1.40　月分 （1.50）月分　（0.70）月分	（平成21年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.75　月分　1.40　月分 （1.50）月分　（0.70）月分	（平成21年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.75　月分　1.40　月分 （1.50）月分　（0.70）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　（ ）内は，再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 （一般行政職）

基準日（4月1日・10月1日）以前の6箇月以内の期間における勤務成績（業績，勤務態度，能力等）を適正に評価し「極めて良好」・「特に良好」・「良好」・「やや良好でない」・「良好でない」の区分に応じて村長が成績率を決定する。

(2) 退職手当 （平成22年4月1日現在）

大　　衡　　村			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5　月分	30.55　月分	勤続20年	23.5　月分	30.55　月分
勤続25年	33.5　月分	41.34　月分	勤続25年	33.5　月分	41.34　月分
勤続35年	47.5　月分	59.28　月分	勤続35年	47.5　月分	59.28　月分
最高限度額	59.28　月分	59.28　月分	最高限度額	59.28　月分	59.28　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
1人当たり平均支給額	23,078　千円	25,198　千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は，平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	0　千円
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成21年度決算）	0　円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	18　%	0　人	18　%
仙台市	6　%	0　人	6　%
名取市，多賀城市，利府町，富谷町	3　%	0　人	3　%

(4) 時間外勤務手当

支給実績 （平成21年度決算）	6,406　千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成21年度決算）	119　千円
支給実績 （平成20年度決算）	4,760　千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成20年度決算）	58　千円

(5) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円(職員に配偶者がない場合は,そのうち1人について11,000円) ※扶養親族である子のうち,満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	−	千円 9,381	円 228,806
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃−12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃−23,000円)÷2 (限度額27,000円) 2 新築・購入をした自宅に居住する職員(※平成22年1月1日廃止) 5年を経過するまで 2,500円	同じ	−	千円 1,552	円 221,714
通勤手当	1 交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 (限度額 55,000円) 2 自動車等の利用者(片道2km以上) 使用距離(片道)により 2,000円〜24,500円 3 交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額+交通用具の使用額 (限度額 55,000円)	同じ	−	千円 3,652	円 56,177
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち規則で指定するものに支給 支給額 10,500円〜46,000円	同じ	−	千円 8,031	円 321,250
単身赴任手当	転勤により住居を移転し,配偶者と別居して単身で生活する職員 23,000円 ※ただし,職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合,その距離に応じて6,000円〜45,000円加算する。	同じ	−	千円 −	円 −
休日勤務手当	休日において,正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ	−	千円 −	円 −
夜間勤務手当	正規の勤務時間として,午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(25/100)×勤務時間数	同じ	−	千円 −	円 −
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に,本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円 ※ただし,5時間未満の場合 2,100円。	同じ	−	千円 −	円 −
管理職特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,000円〜9,000円	同じ	−	千円 123	円 41,000
災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で住所等を離れて村内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高 6,620円	同じ	−	千円 −	円 −

6　特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	村長	763,000 円 (円)	（参考）類似団体における最高 / 最低額 円 / 円
	副村長	587,000 円 (円)	円 / 円
報酬	議長	267,000 円 (円)	円 / 円
	副議長	217,000 円 (円)	円 / 円
	議員	204,000 円 (円)	円 / 円
期末手当	村長 副村長	（平成21年度支給割合） 3.10 月分	
	議長 副議長 議員	（平成21年度支給割合） 3.15 月分	
退職手当		（算定方法）	（1期の手当額） / （支給時期）
	村長	763,000×在職月数×0.44	16,114,560 / 任期毎
	副村長	587,000×在職月数×0.26	7,325,760 / 任期毎
	備考		

（注）　1　給料及び報酬の( )内は，減額措置を行う前の金額である。
　　2　退職手当の「1期の手当額」は，4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき，1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7　職員数の状況

(1)　部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門＼区分		職員数 平成21年	職員数 平成22年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門 議会	3	3	0	
	総務	24	23	△ 1	事務事業の減少による減
	税務	6	7	1	税徴収の充実及び強化による増
	民生	11	10	△ 1	退職補充に嘱託職員を配置したための減
	衛生	4	4	0	
	農林水産	4	4	0	
	商工	3	2	△ 1	工業団地関連事業の減少による減
	土木	5	5	0	
	計	60	58	△ 2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 105.69 人 （ 類似団体の人口1万人当たりの職員数 97.17 人 ）
	教育部門	17	17	0	
	小計	77	75	△ 2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 136.66 人 （ 類似団体の人口1万人当たりの職員数 120.67 人 ）
公営企業等会計部門	水道	2	2	0	
	下水道	1	1	0	
	その他	5	5	0	
	小計	8	8	0	
合計		85 〔 111 〕	83 〔 111 〕	△ 2 〔 0 〕	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 151.24 人

（注）　1　職員数は一般職に属する職員数である。
　　2　〔　〕内は，条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成22年4月1日現在)

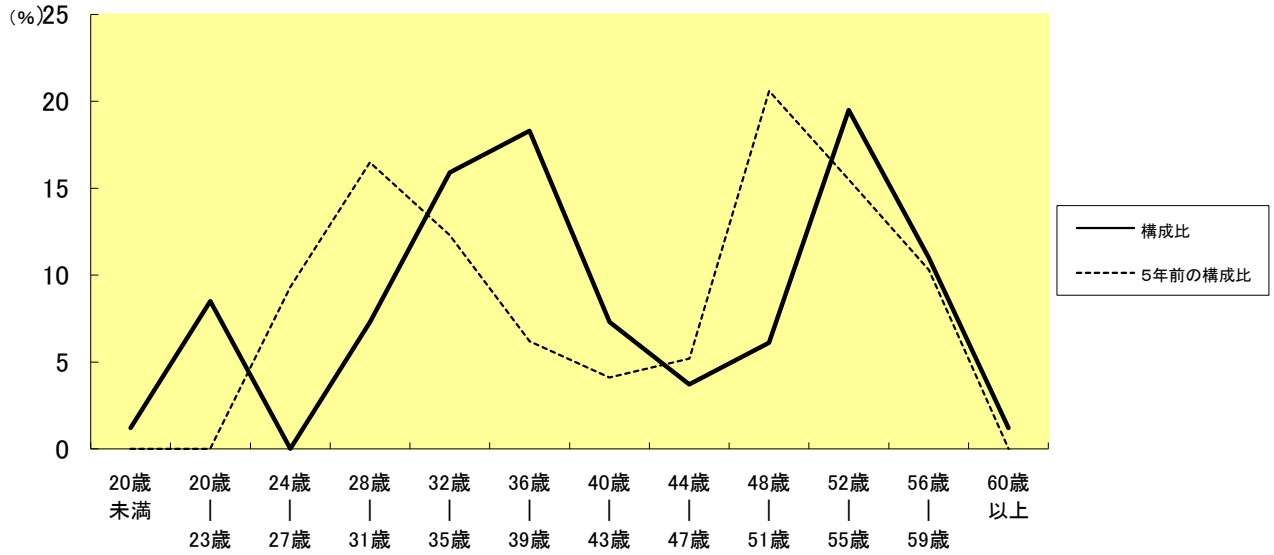

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 7	人 0	人 6	人 13	人 15	人 6	人 3	人 5	人 16	人 9	人 1	人 82

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 / 部門別	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	68	63	60	60	60	58	△ 10	(△14.7%)
教育	19	19	19	17	17	17	△ 2	(△10.5%)
普通会計計	87	82	79	77	77	75	△ 12	(△13.8%)
公営企業等会計計	11	10	10	9	8	8	△ 3	(△27.3%)
総合計	98	92	89	86	85	83	△ 15	(△15.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8　公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 平成21年度の総費用に占める 職員給与費率
平成21年度	千円 171,231	千円 13,068	千円 6,653	% 3.9	% 5.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21年度	人 1	千円 4,439	千円 507	千円 1,707	千円 6,653	千円 6,653

(参考)水道事業 平均一人当たり給与費
千円 6,567

(注)　1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数は，平成22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給，平均月収額及び平均年齢の状況 (平成22年4月1日現在)

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
大衡村	55.1 歳	395,500 円	554,379 円
団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円
事業者	－ 歳		－ 円

(注)　1　平均月収額には，期末･勤勉手当等を含む。
　　2　基本給は，給料，扶養手当及び地域手当の合算額である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当･勤勉手当

大衡村水道事業	大衡村(公営企業除く)
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,707　千円	1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,343　千円
(平成21年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.75 月分　1.40 月分 (1.50) 月分　(0.70) 月分	(平成21年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.75 月分　1.40 月分 (1.50) 月分　(0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ･役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ･役職加算　5～15%

(注)　( )内は，再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成22年4月1日現在)

大衡村水道事業			大衡村(公営企業除く)		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	－ 千円	－ 千円	1人当たり平均支給額	23,078 千円	25,198 千円

(注)　退職手当の1人当たり平均支給額は，平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績 （平成21年度決算）	41 千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成21年度決算）	13 千円
支給実績 （平成20年度決算）	198 千円
職員1人当たり平均支給年額 （平成20年度決算）	50 千円

（注） 時間外勤務手当には，休日勤務手当を含む。

エ その他の手当 （平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円（職員に配偶者がない場合は，そのうち1人について11,000円） ※扶養親族である子のうち，満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	－	千円 312	円 312,000
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃−12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+（家賃−23,000円）÷2 （限度額27,000円） 2 新築・購入をした自宅に居住する職員（※平成22年1月1日廃止） 5年を経過するまで 2,500円	同じ	－	千円 －	円 －
通勤手当	1 交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 （限度額 55,000円） 2 自動車等の利用者（片道2km以上） 使用距離（片道）により 2,000円～24,500円 3 交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額+交通用具の使用額 （限度額 55,000円）	同じ	－	千円 24	円 24,000
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち規則で指定するものに支給 支給額 10,500円～46,000円	同じ	－	千円 130	円 129,580
単身赴任手当	転勤により住居を移転し，配偶者と別居して単身で生活する職員 23,000円 ※ただし，職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合，その距離に応じて6,000円～45,000円加算する。	同じ	－	千円 －	円 －
休日勤務手当	休日において，正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合（135/100）×勤務時間数	同じ	－	千円 －	円 －
夜間勤務手当	正規の勤務時間として，午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合（25/100）×勤務時間数	同じ	－	千円 －	円 －
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に，本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,200円 ※ただし，5時間未満の場合 2,100円。	同じ	－	千円 －	円 －

エ その他の手当 （平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
管理職特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額　勤務1回につき 4,000円～9,000円	同じ	－	千円 －	円 －
災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で住所等を離れて村内に滞在した場合に支給 支給額　1日につき最高　6,620円	同じ	－	千円 －	円 －